

大阪市阿倍野区告示第120号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和7年8月13日

大阪市阿倍野区長 青柳 毅

本 籍	（推定）大阪市阿倍野区西田辺町1丁目180番地
住 所	（推定）大阪市阿倍野区相生通1丁目6番15号
氏 名	（推定）堀之内 和子
年 齢 ・ 性 別	（推定）82歳 女性
人 相 ・ 特 徴	不詳
着 衣	ジャンパー、シャツ2枚、肌着、靴下
遺 留 金 品	二つ折り財布、所持金15,211円、敬老優待乗車証、家屋鍵、印鑑（ケース付き）、書類（ノート、レシート等）多数、ハサミなど
発見日時・場所	令和7年5月14日 午後4時41分 大阪市阿倍野区相生通1丁目6番15号堀之内方
死亡日時・場所	令和7年2月頃（推定）
死 因	不詳
処 置	検死のうえ、小林斎場にて火葬に付す
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（阿倍野区役所保健福祉課生活支援担当）

（令和7年8月13日掲示済）